

# さいたま市教組新聞

編集・発行/  
さいたま市  
教職員組合  
〒330-0843  
さいたま市大宮区  
吉敷町4-93-5  
大宮教育会館2F  
TEL 641-6763  
FAX 648-3567  
2010.9.28(火)  
No.174

# 授業日数205日の根拠示せず

## 週時数27になるか疑問 28では「ゆとり」「教育活動の充実」は生まれない

さいたま市教組は「授業日数205日以上凍結を求める要求書」を8月6日に提出しました。9月6日、市教委と要求書に基づく交渉を行いました。

### 【要求】

標準時数はあくまでも標準であつて、学校管理規則で拘束する事柄ではなく、授業日数を定めた根拠を明らかにすること。

### 【市教委回答】

学校教育法施行令第29条の規定により、休業日を定めました。

「『205日以上』の根拠は何か」の質問に市教委は答えていません。

市教委に設置した新教育課程に係る学校教育の在り方検討委員会(以下、「在り方検討委員会」)の第5回委員会で、「小5で総授業時数を1116時間」と計算しています。ところが市教委発行の教育課程編成要領では1144時間となつています。「基になる数字が違つている」と具体的に追及しました。

「1116時間」が市内の小学校5年の平均的な総授業時数なのか、最

高の時数なのか、最低の時数なのか。小5の行事時数は平均なのか、最高なのか、最低なのか。市教委は明確な回答ができず、客観的なデータと言えるか非常に疑問があります。

### 【市教委回答】

(205日以上を検討した際の資料の)数字は改めて示します。



### 【要求】

半世紀以上続いている夏休みや冬休みの期間を変えることによって、子どもたちの生活や地域行事、父母への配慮を行うたか。見解を示すこと。

### 【市教委回答】

「新教育課程に係る学校教育の在り方検討委員会」を中心に検討してまいりました。また、現在もPTA及び地域住民等に周知を図つております。

市教委は、「在り方検討委員会」にPTA代表を一度呼び、議論しています。しかし、事前に各校のPTA等から意見聴取したか問うと、まともな回答はありません。

【明らかにしたこと】PTAに説明はしたものの、意見聴取はしていないことがはっきりしました。

【要求】「改正」前の学校管理規則でも十分に授業時数は確保できるものであり、「改正」後の学校管理規則は内容的にも十分検討されたものとは言えない拙速なものであり、「授業日数205日以上」と決めた管理規則の施行を直ちに凍結すること。

【市教委回答】学校生活のゆとりを確保し、教育活動の充実を

図るため、学校管理規則の改正を行ったところで

学習指導要領の改正で、

最低でも年間35時間増になります。この35時間分を205日にして確保しようというのが本音でしょう。交渉では週時数が27になるか明確な回答はありませんでした。小学校の週時数が28時間のままでは「ゆとり」を確保し、教育活動の充実を図ることは困難です。対外行事の見直し、委嘱研究の縮減等、市教委がやるべきことは掘り上げて、トツプダウンで授業日を増やすのは容易できませんし、週時数を減らさないものは改善にはほど遠いものです。

## 健康と部活では

に労基法違反です。法律に違反する規則は成立根拠がありません。

子どもたちが猛暑の中を登校・下校します。健康面での不安があります。教室にはエアコンがあつても、特別教室にはありません。猛暑日の運動は禁止です。体育でのプール指導もできません。まして炎天下の校庭や熱気のもつた体育館での授業もできるわけがありません。

市教委の回答は説明責任すら果たせていない内容で、市教組は9月17日に第2次要求書を提出しました。

205日以上と定められた学校管理規則の施行を凍結すること。

「在り方検討委員会」で205日以上となつた根拠を示すこと。

標準授業時数は標準で、205日以上の意味を明らかにすること。

保護者への配慮と説明をどうするのか見解を示すこと。

中学校の部活の大会と重なることへの見解を示すこと。

夏休みのはじめを授業日にした理由を明らかにすること。

給食の実施、調理員の労働条件、担任の学期末事務の処理時間の確保を明らかにすること。

中学校は7月21日から各種大会があります。わる問題も多くあります。

中学校は7月21日から各種大会があります。教員が引率や大会役員で不在となります。生徒も選手等でないくなります。これでは授業が成立しません。顧問からは、「この間、授業があると大会前の練習時間が不足しま



【市教委回答】振替の取れない土曜日の授業はやれない。土曜日に授業をしたときは、(校長は)振替を取らせなければならぬ。

ただでさえ、教職員の長時間過密労働は深刻です。土曜授業が半日勤務になるか一日勤務か定かではありませんが、当然1週間の勤務時間は38時間45分を超えます。完全

【要求】土曜日授業は現行より増やさぬこと。

【市教委回答】振替の取れない土曜日の授業はやれない。土曜日に授業をしたときは、(校長は)振替を取らせなければならぬ。

ただでさえ、教職員の長時間過密労働は深刻です。土曜授業が半日勤務になるか一日勤務か定かではありませんが、当然1週間の勤務時間は38時間45分を超えます。完全

す」との懸念が表明されています。不安材料は山ほどあります。

市教委の回答は説明責任すら果たせていない内容で、市教組は9月17日に第2次要求書を提出しました。

205日以上と定められた学校管理規則の施行を凍結すること。

「在り方検討委員会」で205日以上となつた根拠を示すこと。

標準授業時数は標準で、205日以上の意味を明らかにすること。

保護者への配慮と説明をどうするのか見解を示すこと。

中学校の部活の大会と重なることへの見解を示すこと。

夏休みのはじめを授業日にした理由を明らかにすること。

給食の実施、調理員の労働条件、担任の学期末事務の処理時間の確保を明らかにすること。

中学校は7月21日から各種大会があります。わる問題も多くあります。

中学校は7月21日から各種大会があります。教員が引率や大会役員で不在となります。生徒も選手等でないくなります。これでは授業が成立しません。顧問からは、「この間、授業があると大会前の練習時間が不足しま

# 「授業日数205日以上凍結を求める要求書」交渉回答



## 要求

## 回答



<p>1. 教育課程編成権が学校にあることを実質化するためには、各校が子どもたちと教職員にとってゆとりある学校づくりをすすめる環境を作るのが市教委の責任であり、日頃の学校現場の忙しさを解消するための市教委の具体的とりくみを明らかにすること。</p>	<p>学校生活のゆとりを確保し、教育活動の充実を図るため、さいたま市立小・中学校管理規則の一部を改正し、年間授業時数を205日以上としました。(指導1課)</p>
<p>2. 標準時数はあくまでも標準であって、学校管理規則で拘束する事柄ではなく、授業日数を定めた根拠を明らかにすること。</p>	<p>学校教育法施行令第29条の規定により、休業日を定めました。(指導1課・教育総務課)</p>
<p>3. 半世紀以上続いている夏休みや冬休みの期間を変えることによって、子どもたちの生活や地域行事、父母への配慮を行ったか見解を示すこと。</p>	<p>「新教育課程に係る学校教育の在り方検討委員会」を中心に検討してまいりました。また、現在もPTA及び地域住民等に周知を図っているところです。 (教育総務課・指導1課)</p>
<p>4. 「改正」前の学校管理規則でも十分に授業時数は確保できるものであり、「改正」後の学校管理規則は内容的にも十分検討されたものとは言えない拙速なものであり、「授業日数205日以上」と決めた管理規則の施行を直ちに凍結すること。</p>	<p>学校生活のゆとりを確保し、教育活動の充実を図るため、学校管理規則の改正を行ったところであります。 (指導1課・教育総務課)</p>
<p>5. 総労働時間短縮の観点から、教職員の働き過ぎを解消する施策を早急に講ずること。</p>	<p>教職員の勤務時間の適正な管理のために、学校における諸会議の統合や会議の運営の工夫、事務処理の効率化等、学校管理訪問や校長管理研修会の機会を捉え、引き続き校長に対し指導してまいります。また、教職員の勤務実態を見届け、割振り変更簿の整備と活用を図り、勤務時間の管理について適正に処理するよう指導してまいります。(教職員課)</p>
<p>6. 土曜日授業は現行よりも増やさないことを明らかにすること。</p>	<p>学校週5日制の趣旨を踏まえ、学校・家庭・地域との連携を図る視点を明確にした授業を実施する場合には、教育課程に位置付けられた授業として承認します。 (指導1課)</p>
<p>7. 「教育課程説明会及び研究協議会」において「授業日数問題」について言及しないと回答したが、その問題で言及した部会があったことについての責任を明確にすること。</p>	<p>このようなことについては、承知しておりません。 (指導1課・教育総務課)</p>

授業日数205日以上問題についてのご意見等をお聞かせください。